

## ○総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長 山 根 巖

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第60号 鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について」ほか議案5件及び請願2件であります。

当委員会は、去る9月29日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願2件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第60号 鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について」であります。

平成26年度の税制改正により、軽自動車税の税率が引き上げられたこと、並びに、これまで一律に定められていた固定資産税の軽減率について、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる地方税の特例措置であります、いわゆる「わがまち特例」の対象となる施設が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

理事者からは、原動機付き自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車及び排気量660cc以下の軽自動車の税率について、これまで超過税率を適用していたが、この度の軽自動車税の改正に伴い、激変緩和の観点から標準税率を適用すること、軽自動車のグリーン化を進める観点から、新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車について平成28年度分から重課を適用すること、わがまち特例に公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の一部が追加されたことから、本市における特例の適用施設と軽減率を追加すること、等についての説明を受けました。

委員からは、この度の軽自動車税の税率改正に伴う市税収への影響額について、また、市民への周知方法に関する質疑があり、理事

者からは、影響額については、あくまで現時点での試算であるが、平成27年度では497万円程度の増収との見込みが示されるとともに、周知については、議決後の11月と来年の3月頃の2回、広報や通知等による周知を考えているとのことでした。

委員会では、議案第60号について採決の結果、全会一致で、原案を了といたしました。

次に、「議案第61号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。

現在の教育振興計画が平成27年度をもって最終年度となることから、新たな教育振興計画を策定するにあたり、本市の附属機関として、この新しい教育振興計画に関し必要な事項について調査審議する鳴門市教育振興計画審議会の設置及び組織等について、新たに定める必要が生じたことから条例に定めるものであります。

理事者からは、委員定数20人以内で学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民、その他教育委員会が必要と認める者から構成される組織であること、委員報酬は他の審議会委員と同様に1日5千円とすること、等の説明がありました。

委員からは、審議会の設置予定や委員の構成基準についての質疑があり、理事者からは、今後の予定については、来年2月に1回目の会議を開催し、平成27年度には6回程度の会議を開催する予定であることが、また、委員構成については学識経験者には大学教授等から3名程度を、PTA連合会等の保護者関係の団体から保護者代表ということで何名かを、公民館あるいは文化財関係、体育関係、人権教育関係等の教育委員会の各種関係団体から7、8名程度を、市民からの公募委員は2名程度を、現時点では想定している、とのことでありました。

委員からは、幅広い意見の反映という観点から公募のあり方等について検討を求める意見がありました。

委員会では、議案第61号について採決の結果、全会一致で、原案を了といたしました。

次に、「議案第69号 工事請負契約の締結について（旧鳥居記念博物館耐震改修工事のうち建築工事）」であります。

旧鳥居記念博物館耐震改修工事のうち建築工事について、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、完成後の使用目的についての質疑があり、理事者からは、緊急防災・減災事業として起債をしており、緊急時の避難所の機能は必要不可欠であること、そのために耐震化を図るとともに、多目的トイレの新設や各室の壁等の改修を行っている、とのことであります。

委員からは、今後は市の施設として維持管理も必要になることから、適債事業としての目的を踏まえたうえで、さらなる有効利用について、検討をしてほしいという意見がありました。

委員会では、議案第69号について採決の結果、全会一致で、原案を了といたしました。

次に、「議案第70号 工事請負契約の締結について（消防救急デジタル無線整備工事）」であります。

消防救急デジタル無線整備工事について、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、消防本部、瀬戸前進基地局、眉山基地局で市内全域での通信ができるのかとの質疑があり、理事者からは、眉山に基地局を他の消防本部と共同整備することで大麻方面を網羅するための大麻分署の基地局が不要になること、これまでと同様に、瀬戸基地局により瀬戸町、北灘町を網羅できるとのことでありました。

委員会では、議案第70号について採決の結果、全会一致で、原案を了といたしました。

次に、「議案第71号 工事請負契約の締結について（鳴門市第一中学校校舎改築工事（1期）のうち建築工事）」及び「議案第72号 工事請負契約の締結について（鳴門市第一中学校校舎改築工事（1期）のうち電気工事）」であります。

これらは、鳴門市第一中学校校舎改築工事（1期）のうち建築工

事及び同校の校舎改築工事（1期）のうち電気工事について、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、全国的な状況から他の工事や原材料の不足に伴う工期の遅延等のおそれについて、また改築工事が4期にもまたがることから、メンテナンス等についての問題は生じないのか、という質疑があり、理事者からは、工期等については、既に解体工事に着手しており、本工事も円滑に工事着手できるように取り組んでいること、今回は生徒等への影響を少なくするため、スクラップアンドビルド方式を採用しており、工期が長いですが、計画どおりにやっていくべき事業であると認識しており、メンテナンス等については施工管理をきちんと行っていくこと、図面に基づき、責任の範囲を明確にすること等により遺漏の無いように努めていく、とのことであります。

委員会では、まず、議案第71号について採決の結果、全会一致で、原案を了といたしました。

次に、議案第72号について採決の結果、全会一致で、原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。